

USERGRAM 利用規約(Team Edition)

本利用規約(以下「本規約」といいます。)には、本サービスの提供条件および株式会社ビービット(以下「ビービット」といいます。)と契約者の皆様との間で、遵守・了解すべき事項を規定したものです。本サービスをご利用いただくに当たっては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第 1 章 総則

第1条 (目的および適用範囲)

- 1 本規約は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関するビービットと契約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者とビービットとの間での本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 ビービットが当社サイト上で掲載する「USERGRAM ヘルプサイト」(<https://help.usergram.info/>)は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 前項のルールその他の本規約外における諸規定(利用申込書の記載等)、本サービスの説明等(以下「規約外規定」と総称します。)が、本規約の内容と異なっている場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条 (定義)

本規約で使用する以下の用語は、それぞれ以下の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、ビービットが「USERGRAM(Team Edition)」の名称で提供するユーザ行動情報の収集、追跡、解析およびレポート等を行うサービス(理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合には、当該変更後のサービスを含みます。)を意味します。
- (2) 「本サービス(OMO Edition)」とは、ビービットが「USERGRAM(OMO Edition)」の名称で提供する、本サービスの上位水準サービス(理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合には、当該変更後のサービスを含みます。)を意味します。なお、本規約は、本サービス(OMO Edition)には適用されません。「USERGRAM 利用規約(OMO Edition)」(<https://help.usergram.info/article/217-article>)をご覧ください。
- (3) 「サービス利用契約」とは、本規約およびビービットと契約者との間で締結する本サービスの利用契約を意味します。
- (4) 「契約者」とは、本サービスの利用に際して、第 5 条(契約の成立)に従い、ビービットとサービス利用契約を締結した者を意味します。
- (5) 「利用者」とは、サービス利用契約に基づき ID を利用する権限を有する自然人を意味します。
- (6) 「販売代理店」とは、ビービットとの間で締結した販売代理店契約に基づき、ビービットと契約者との間で締結されるサービス利用契約を仲介する者を意味します。

- (7) 「PV/リクエスト数」とは、ユーザ行動情報の収集回数(単位: ページビュー)の上限を意味します。
- (8) 「アカウント」とは、ビービットが契約者に付与する ID および利用者が各自で定めるパスワードの総称を意味します。
- (9) 「ID」とは、本サービスの利用、管理又はそのいずれかを行う権限を有する識別情報を意味します。
- (10) 「契約者サイト等」とは、契約者の提供する PC・スマートフォン向けサイトおよびスマートフォン向けアプリの総称を意味します。
- (11) 「ユーザ」とは、契約者サイト等を利用または閲覧する者を意味します。
- (12) 「ユーザ行動情報」とは、契約者サイト等におけるユーザの行動に関する一切の情報のうち、本サービスの利用を通じて収集可能な情報を意味します。
- (13) 「サービス提供開始日」とは、締結済のサービス利用契約において規定される、本サービスの利用が可能となる日を意味します。
- (14) 「当社サイト」とは、ビービットが「<http://www.bebit.co.jp/usergram/>」のドメインで提供するビービットが運営するウェブサイト(理由の如何を問わずビービットが運営するウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合には、当該変更後のウェブサイトを含みます。)を意味します。
- (15) 「反社会的勢力」とは、第 25 条(反社会的勢力の排除)第1項各号に掲げる者の総称を意味します。

第3条 (本サービスの提供)

- 1 本サービスの内容については、当社サイト上で掲載する「USERGRAM ヘルプサイト」(<https://help.usergram.info/>)をご参照いただき、その詳細については、ビービットが別途提示するマニュアルの定めるところによるものとします。
- 2 ビービットは、契約者に対し、本規約およびビービットが別途定める「USERGRAM 料金表」に基づき所定の ID 数を付与するものとします。契約者は、ビービット所定の書面にて、いつでも ID の増加を申し込むことができます(ID の追加数および追加料金は「USERGRAM 料金表」に従います。))。
- 3 ビービットは、本サービスの機能について、ビービットの判断により自由にその機能を変更することができます。この場合、ビービットは必要に応じて、その内容を事前に契約者に通知するものとします。当該通知を受け取った契約者が、その後も本サービスの利用を継続した場合には、契約者は当該サービス変更に同意したものとみなします。
- 4 本サービスを向上させるため、またはその他ビービットが必要であると判断した場合、ビービットは、アップデートされたコード(測定タグ、計測用パラメータ等)を契約者に提供することがあります。
- 5 契約者サイト等における本サービスの導入については、契約者がその一切の責任を負い、費用を負担するものとします。

第4条 (サポート)

契約者は、本サービスの利用上の不具合に関し、下記問合せ窓口に照会することにより、サポートを受けることができます。ただし、本サービスの利用上の不具合が、次の各号に該当する場合には、本サポートの提供を保証しません。

- (1) ビービットが再現できない場合
- (2) ビービット以外による本サービスの修正または機能追加に起因する場合
- (3) 本サービスで想定されていない使用方法に起因する場合
- (4) ビービットにより提供されていない他のソフトウェア製品と本サービスとの相互接続に起因する場合
- (5) 推奨動作環境以外での本サービスの使用に起因する場合

<問合せ窓口:USERGRAM サポート担当>

ヘルプサイト: <http://help.usergram.info/>

電子メール: ug_support@bebit.com

第2章 サービス利用契約

第5条 (契約の成立)

- 1 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、本規約を遵守することに同意し、ビービット所定の利用申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入・捺印の上、ビービットまたは販売代理店に提出することにより、本サービスの利用を申し込むことができます。
- 2 ビービットは、自らの基準に従って、前項に基づいて本サービスの利用を申し込んだ利用希望者(以下「申込者」といいます。)の申込みに対する諾否を判断し、ビービットが当該申込者による本サービスの利用を認める場合には、ビービットまたは販売代理店からその旨を当該申込者に通知(以下「承諾通知」といいます。)します。承諾通知を発信した日(以下「契約成立日」といいます。)をもって、当該申込者との間でのサービス利用契約が成立するものとします。
- 3 ビービットは、契約成立日からサービス提供開始日までの間に、契約者に対してアカウントを発行します。アカウントの発行予定日は、承諾通知に記載されます。
- 4 契約者は、成立したサービス利用契約に規定されるサービス提供開始日以降、本サービスを利用することができます。ただし、サービス利用契約においてサービス提供開始日の定めがない場合には、契約成立日をサービス提供開始日とみなします。
- 5 申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、ビービットは、当該申込みを拒絶することがあります。その場合、ビービットは拒絶理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 申込書記載事項に虚偽、記載もしくは捺印漏れ、または誤記その他の不備がある場合
 - (2) 利用料金等(第 10 条(利用料金)第1項に定義します。)の支払が困難であるとビービットが判断した場合
 - (3) 申込者に対する本サービスの提供が、技術上の理由により困難である場合
 - (4) 本規約もしくは規約外規定に違反するおそれがあるとビービットが判断する場合、または過去

に本規約もしくは規約外規定に違反したことがある場合

- (5) 過去にビービットから本サービスの利用停止またはサービス利用契約の解除を受けた者である場合
- (6) 反社会的勢力であり、または資金提供その他の方法を通じて反社会的勢力の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っているとしてビービットが判断した場合
- (7) 利用用途が、申込者の営む事業のためでない場合または公序良俗に反すると判断される場合
- (8) 米国の禁輸国または貿易制裁国の企業、居住者、国民、取引禁止者、または取引禁止企業である場合、または今後そのいずれかに該当するおそれがあるとビービットが判断した場合
- (9) その他、本サービスを利用することが適当でないとビービットが判断した場合

第6条 (サービス利用期間)

- 1 本サービスの利用期間はサービス利用契約の定めによります。ただし、本サービスの利用最低期間は、サービス提供開始日から1年間とします。
- 2 サービス利用契約は、契約者が第9条(契約の終了)に従い契約終了の手続を行わない限り、同一条件にて更に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
- 3 契約者は、サービス利用契約の終了後2週間以内に、測定タグ、計測用パラメータ等を自費で削除するものとし、これを怠った場合には、当該時点において有効な本規約に基づくサービス利用契約の新たな申込みがなされたものとみなします。

第7条 (Edition の変更／契約の変更)

- 1 契約者は、サービス利用期間中いつでも、ビービット所定の書面にて、本サービス(OMO Edition)の利用を申し込むことができます。
- 2 契約者から前項の申込みがあった場合、ビービットは、USERGRAM 利用規約(OMO Edition)に従い当該申込みに対応するものとします。
- 3 ビービットが、契約者からの第1項の申込みを承諾した場合には、本規約に基づくサービス利用契約の内容は、当該承諾によって成立する USERGRAM 利用規約(OMO Edition)に基づく契約の内容に変更されます。

第8条 (PV/リクエスト数の増量／追加契約の新規締結)

- 1 契約者は、ビービットまたは販売代理店に対して、ビービット所定の書面にて追加サービス利用契約の締結を新たに申し込むことにより、PV/リクエスト数の増量を申し込むことができます。
- 2 前項に従って契約者から新たに申し込まれた追加サービス利用契約の成立については、第5条(契約の成立)の規定を準用します。

第9条 (契約の終了)

- 1 契約者は、利用期間満了日の1ヶ月前までに、ビービットまたは販売代理店に対し、ビービット所定の書面により通知することで、当該満了日にサービス利用契約を更新せずに終了させることができます。ビービットが契約者からの契約終了通知を受領した場合には、受領した日時を明記した受領書を送付し、または受領通知を電子メールで送信するものとします。
- 2 第8条(PV/リクエスト数の増量/追加契約の新規締結)に基づき、PV/リクエスト数を増量するための追加サービス利用契約を新たに締結した契約者は、当該新契約の締結をもって、前項に定める通知を行ったものとみなします。
- 3 前各項に定めるもののほか、契約者は本サービスの利用期間中にサービス利用契約を解約することはできないものとします。
- 4 本契約終了に当たり、ビービットに対して負っている債務がある場合には、ビービットに対して負っている一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにビービットに対する全ての債務を完済しなければなりません。

第3章 利用料金等の支払

第10条(利用料金)

- 1 契約者は、ビービットに対し、本サービスの利用の対価として、①Edition 基本料金(固定年額)および ID 数を追加した場合に発生する追加料金、ならびに②PV/リクエスト数に応じた課金(固定年額)および PV/リクエスト数がサービス利用契約に予め定めた上限を超過した場合に発生する従量課金(以下①および②を「利用料金等」と総称します。)を支払うものとします。
- 2 利用料金等の金額は、本規約およびビービットが別途定める「USERGRAM 料金表」によるものとし、契約者は、利用料金等に係る消費税その他の税金および振込手数料を負担するものとします。
- 3 ビービットは、物価変動等により本サービスの利用料金等を不相当と認めるときは、契約期間内でも「USERGRAM 料金表」を改定できるものとします。この場合、ビービットは、改定の事前に契約者に通知するものとします。ただし、当該通知を受領した時点で利用期間満了日の1ヶ月前を経過していた場合、直後の更新では改定後の利用料金等は適用されず、その次の更新時に適用されるものとします。
- 4 本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備費用、本サービスの利用に伴って発生した通信料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第11条(支払)

- 1 契約者は、サービス提供開始日の属する月にビービットまたは販売代理店が発行する請求書の記載に従い、当該サービス利用契約に基づく Edition 基本料金(固定年額)および PV/リクエスト数に応じた課金(固定年額)を支払うものとします。サービス利用契約に定める利用期間の途中で本サービスの利用を終了した場合であっても、本規約の規定に基づいて精算が行われる場合を除き、本項に基づき支払済の基本利用料金(固定年額)について日割計算や返金に応じることはできません。

- 2 契約者は、PV/リクエスト数がサービス利用契約に予め定めた数を超過した場合に、「USERGRAM 料金表」に基づく従量課金が発生した利用月の翌月にビービットまたは販売代理店発行する請求書の記載に従い、当該従量課金相当額を支払うものとします。サービス利用契約に定める利用期間の途中で本サービスの利用を終了した場合であっても、本項に基づき支払済の従量課金について日割計算や返金に応じることはできません。
- 3 契約者は、ID 数を追加する場合に、「USERGRAM 料金表」に基づく追加料金が発生した利用月にビービットまたは販売代理店が発行する請求書の記載に従い、当該追加料金相当額を支払うものとします。サービス利用契約に定める利用期間の途中で本サービスの利用を終了した場合であっても、本項に基づき支払済の追加料金について日割計算や返金に応じることはできません。
- 4 契約者は、前各項の請求書に基づき、自ら締結済のサービス利用契約に基づく利用料金等を、請求書記載の支払期限までに、ビービットまたは販売代理店の指定する方法で支払うものとします。
- 5 契約者が利用料金等その他ビービットまたは販売代理店に対して支払うべき金員の支払を遅延した場合、支払期限の翌日から完済に至る日まで、年率 14.6%の遅延損害金が発生します。

第 4 章 利用に当たっての遵守事項

第12条(契約者の利用責任および利用者の遵守事項)

- 1 契約者は、本サービスに関するドキュメント、プログラムの著作権その他一切の権利がビービットに帰属するものであり、本規約および規約外規定に従ってのみ本サービスを利用することができることを確認します。
- 2 契約者は、本規約または規約外規定にて明示的に定める場合を除き、契約者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、ビービット、他の契約者およびその他第三者に何らの迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。
- 3 契約者は、サービス利用契約に基づきビービットから付与された ID の利用者を ID ごとに選定し、当該利用者以外の者が当該 ID を利用することがないように管理・監督しなければなりません。
- 4 利用者は、各自の責任において、アカウントを厳重に管理するものとし、これを他人に利用させたり、共用、貸与、譲渡、名義変更、売却等をしてはなりません。
- 5 契約者は、利用者のアカウントについて盗難、紛失、漏洩その他の事由により管理を喪失した場合は、速やかにビービットまたは販売代理店に届け出るものとし、ビービットまたは販売代理店の指示に従うものとします。
- 6 契約者および利用者によるアカウントの管理不十分、使用上の過誤、または第三者による不正使用等によって発生した損害の責任は、契約者の故意、過失の有無にかかわらず契約者自身が負い、ビービットおよび販売代理店は一切責任を負いません。

第13条(契約者によるユーザ行動情報の取扱い)

- 1 契約者は、ユーザ行動情報が個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、その後の改正を含みます。)に定める個人情報に該当し得ることを理解の上、契約者の責任において、ユーザ

行動情報の適切な取得、利用および管理を行わなければなりません。

- 2 ユーザ行動情報の取得は、ユーザに関する匿名の行動情報に限り、契約者自らがその責任において行うものとします。
- 3 契約者は、本サービスを用いて、個人を特定し得る情報の収集、追跡および解析を行わず、また、いかなるユーザに対しても当該情報を要求してはならないものとします。
- 4 契約者は、ユーザ行動情報の収集、利用、管理および開示について適用される全ての法令を遵守するよう努めるものとします。

第14条(ビービットによるユーザ行動情報の利用)

ビービットは、次の各号のいずれかに該当する行為を行うことができ、契約者はこれにあらかじめ許諾し、同意します。ただし、契約者が特定できる態様での利用については許諾の限りではありません。

- (1) 障害対応ならびに本サービスの改善のためにユーザ行動情報の一部または全てを利用すること
- (2) ユーザ行動情報を集積・加工・保存し、本サービス内部および新サービスの開発または運用の目的で利用すること
- (3) ユーザ行動情報を集積・加工・保存し、マーケティング目的で利用すること

第15条(禁止事項)

1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならず、かつ第三者に行わせてはなりません。

- (1) ビービットの書面による承認なく、サービス利用契約の地位または権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡、貸与または担保提供すること
- (2) ユーザ行動情報その他本サービスに関し利用し得る情報を改ざんすること
- (3) 本規約または規約外規定にて明示的に許可されていない目的または方法で本サービスを利用すること
- (4) 本サービスに関するオブジェクトコードの複製、改変、改作、変換その他派生的な二次的著作物の作成をすること
- (5) 契約期間中および契約終了後3年以内に、①本サービスまたは本サービスに関するドキュメント、プログラムを修正、翻訳すること、②本サービスに関するオブジェクトコードについて、逆コンパイル、逆アセンブルなどのリバースエンジニアリングを行うこと、または③その他の方法で、本サービスの派生サービスならびに同等のサービスを作成もしくは提供すること
- (6) 本サービスの動作に干渉し、または干渉しようとするデバイス、ソフトウェアまたはルーチンを使用、投稿、送信または導入すること
- (7) ビービット、販売代理店、本サービスの他の契約者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害すること
- (8) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為をすること
- (9) 国内外の法令に違反すること

- (10) コンピュータウイルスその他有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信すること
 - (11) ビービットが定める一定の容量以上のデータを本サービスに関連して送信すること
 - (12) ビービットまたは販売代理店による本サービスの運営を妨害すること
 - (13) 前各号に定める行為を助長すること
 - (14) 前各号に該当するおそれがあるとビービットが判断すること
 - (15) その他、ビービットが不適切と判断すること
- 2 契約者は、自らが前項の禁止事項を行ったことにより、ビービットまたは第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負います。

第16条(本サービスの休止)

- 1 以下の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあるとビービットが判断した場合、ビービットは、本サービスの一部または全部を一定期間休止することがあります。ただし、第(1)号に基づく休止については、原則として、平日の 20 時から翌 8 時までの間、または土曜日、日曜日、国民の祝日に実施するものとします。
- (1) 本サービスの点検、修理、データ更新の必要がある場合
 - (2) 火災・停電・戦争・天災地変等の非常事態の場合
 - (3) 設備の故障等やむをえない事情がある場合
 - (4) 本サービス提供のためのコンピュータシステムの不良および第三者からの不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等による場合
 - (5) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサービスの提供が困難になった場合
 - (6) その他、ビービットが本サービスの休止を必要と判断した場合
- 2 ビービットは、本サービスの提供を休止するときは、休止する日の 7 日前までにその理由と休止する日および期間を契約者に通知する。ただし、緊急時またはやむをえない場合は、この限りではありません。
- 3 契約者は、第 1 項各号の休止により、ユーザ行動情報の一部が欠損し得ることについて、本項をもって予め承認します。

第17条(本サービスの停止および契約解除)

- 1 ビービットは、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、または該当するおそれがあると判断した場合には、契約者に対し何等の催告を要せず、本サービスの一部または全部の提供を停止した上で、サービス利用契約の解除その他ビービットが適切と判断した措置を講じることがあります。なお、本条に基づく本サービスの停止またはサービス利用契約の解除があった場合であっても、利用料金等の日割計算または返金等の申し出には応じられません。
- (1) サービス利用契約に違反があった場合
 - (2) 第 5 条(契約の成立)第 5 項各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - (3) 第 15 条(禁止事項)に定める禁止事項を行い、または行うおそれがあるとビービットが判断し

た場合

- (4) ビービットまたは販売代理店に対して支払うべき金員の支払を怠った場合
 - (5) 利用者以外の者にアカウントを利用させた場合(ただし、契約者のアカウントの管理に過失がない場合はこの限りではありません。)
 - (6) 民事再生、会社更生、破産、その他法的整理手続きの申立がされた場合、または清算に入った場合
 - (7) 解散、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡が行われまたはそれらの決議がなされた場合
 - (8) 監督官庁から営業取消または停止処分を受けた場合
 - (9) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立があった場合
 - (10) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (11) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (12) その他、上記に準ずる、サービス利用契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
- 2 前項に該当した場合、当該契約者は、当該時点において既に生じた本サービスの利用料金等の債務があれば、その全額について期限の利益を失い、ビービットまたは販売代理店の指示に基づき当該債務を一括で支払うものとします。また、ビービットまたは販売代理店に支払済の利用料金等については返金されません。なお、第1項に定める解除権の行使等は、別途契約者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第18条(本サービスの廃止)

- 1 ビービットは、営業上その他の都合により、本サービスの一部または全部を廃止することができます。
- 2 ビービットは、本サービスを廃止するときは、廃止する日の3ヶ月前までにその理由と廃止する日を契約者に通知します。

第5章 責任および保証の範囲

第19条(損害賠償)

- 1 ビービットの責に帰すべき事由に基づき、契約者が本サービスを全く利用できない状態(ただし、第16条(本サービスの休止)または第17条(本サービスの停止および契約解除)に基づく場合を除き、以下「利用不能状態」といいます。)に陥った場合で、かつ、ビービットが当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続した場合、ビービットは、以下の計算式(a)に基づいて算出した金額を限度として、契約者からの賠償請求に応じるものとします。

(a) 賠償額=利用料金等×(利用不能状態の時間数÷24)÷当該年の日数(一元未満切捨て)
- 2 前項に定めるもののほか、ビービットは、契約者が本サービスの利用に関してビービットの故意または重大な過失により損害を被った場合に限り、当該損害を賠償するものとし、将来損害および逸失利益については一切の責任を負いません。

- 3 ビービットが何らかの理由により損害賠償の責任を負うこと(第25条(反社会的勢力の排除)に基づく場合を除きます。)があっても、当該賠償額の上限は、ビービットが当該サービス利用期間中に契約者から既に受領済の利用料金等の合計額とし、それを超える責任は一切負いません。
- 4 ビービットおよび契約者は、相手方から本条に基づく損害賠償を請求された場合、損害額算定作業のために可能な限りの協力および情報開示に応じるものとします。

第20条(保証の範囲および免責)

- 1 本サービスの安定的な運用のため、情報取得対象となる契約者サイト等の1ヶ月あたりのページビュー数は締結済のサービス利用契約に基づくPV/リクエスト数を限度とします。なお、ページビュー数がPV/リクエスト数を超える等、本サービスの安定的な運用に支障が生じるとビービットが判断する場合には、ビービットは、自らまたは販売代理店をして、契約者に測定タグ設置の制限または削除を要請することができ、かかる要請を受けた契約者は、当該要請に従って測定タグの設置を制限または削除するものとします。
- 2 ビービットおよび販売代理店は、本規約または規約外規定で特に明示する場合および方法を除き、契約者に対する本サービスの提供、休止、停止、廃止、変更、本契約の終了、契約者による本サービスの利用に起因して発生した損害、その他本サービスに関連して契約者が被った損害については、一切責任を負いません。
- 3 ビービットおよび販売代理店は、本サービス(内容、利用方法、利用によって得られた情報の内容等を含みますが、これらに限られません。)が、契約者の特定の目的への適合性、期待する機能・商品的価値・完全性・確実性・正確性・有用性、契約者に適用ある法令または業界団体の内部規則等への適合性、および不具合が生じないことに関して何ら保証するものではありません。
- 4 本サービスで提供されるユーザ行動情報は、ビービット独自の方法により提供されるものであり、ビービットは、第三者が提供する類似サービスが採用する方法との整合性について一切関知および保証しません。
- 5 契約者は、本サービスを利用する態様の適法性については契約者自身で判断し、自己の責任において利用するものとし、ビービットおよび販売代理店は、その判断および行為について一切の責任を負いません。
- 6 ビービットおよび販売代理店は、第13条(契約者によるユーザ行動情報の取扱い)に定める措置に起因して発生した損害について一切の責任を負いません。
- 7 ビービットおよび販売代理店は、本サービス利用に基づき蓄積されたデータに関して、本規約に規定した義務の違反がない限りは、その消失、第三者による不正アクセス等による改ざん、閲覧、使用等に関して、いかなる責任も負いません。
- 8 ビービットおよび販売代理店は、契約者に直接かつ現実に発生した損害以外の損害(機会損失、逸失利益、間接損害、特別損害、付随損害、派生損害を含みますが、これらに限られません。)に関しては、いかなる責任も負わず、何らかの理由により損害賠償の責任を負う場合(第25条(反社会的勢力の排除)に基づく場合を除きます。)であっても、前条で規定されている上限を超えての補償を行うことはありません。

- 9 契約者が本サービスを利用するにあたって発生した第三者との紛争に関しては、全て契約者の責任と費用において解決するものとし、ビービットおよび販売代理店は一切責任を負いません。もし、かかる紛争に起因してビービットまたは販売代理店に損害および損失(弁護士費用を含みますがこれに限られません。)が発生した場合には、契約者はこれを賠償または補償するものとします。ただし、かかる紛争ならびにかかる損害および損失がビービットまたは販売代理店の責に起因するものである場合は、この限りではありません。

第6章 データおよび権利の取扱い

第21条(データの取扱い)

- 1 ビービットは、契約者による本サービスの利用を通じてビービットの記録用サーバ内に蓄積された契約者、契約者サイト等およびユーザーに関連したデータ(以下「蓄積データ」といいます。)を2年間(以下「保存年限」といいます。)保存し、利用期間中の契約者が閲覧可能な状態にするものとします。
- 2 ビービットは、サービス利用期間が終了した場合、保存年限満了までに、当該契約者の蓄積データを削除します。
- 3 ビービットおよび販売代理店は、契約期間中であると終了後であることを問わず、契約者を特定できる情報を開示しないことを条件に、蓄積データを、統計その他の形態で利用かつ開示することができます。
- 4 ビービットは、当該契約者の事前の承諾を得られない限り、第三者に対し蓄積データを開示しません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 法令に基づく開示請求があった場合
 - (2) 契約者または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

第22条(権利帰属)

- 1 本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権等の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号、その後の改正を含みます。以下同じ。)第2条第2項に定義されます。)その他一切の権利は、ビービットに帰属し、これらの権利が契約者に移転することは一切ありません。
- 2 契約者は、ビービットの事前の書面による承諾なく、ビービットおよび本サービスの商号、商標ならびにロゴマークを使用することはできません。
- 3 ビービットが構築した成果その他本サービスに関して発生した一切の成果(契約者の使用を目的とするか否かを問いません。)に関する知的財産権その他一切の権利はビービットに帰属します。

第7章 一般規定

第23条(第三者への委託)

ビービットは、本規約に基づくビービットの業務の全部または一部を第三者に委託できます。

第24条(秘密保持)

- 1 ビービット(販売代理店を含みます。以下本条において同じ。)および契約者は、サービス利用契約の履行に関連して、相手方の技術上、業務上その他の情報のうち、秘密として管理されている情報(以下「秘密情報」と総称します。)を知り得た場合(以下、秘密情報を受領した当事者を「受領者」といい、秘密情報を開示した当事者を「開示者」といいます。)、当該秘密情報については、サービス利用契約の目的にのみ利用するとともに、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に含まれません。
 - (1) 受領者が知得したときに、既に公知または公用となっていたもの
 - (2) 受領者が知得した後、受領者の責に帰すべからざる事由により公知となったもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (4) 受領者が秘密情報によることなく独自で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
- 2 ビービットおよび契約者は、裁判所または行政機関から法令に基づく命令、要求または要請を受けた場合には、相手方の秘密情報を開示することができます。ただし、開示に応じる当事者は、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
- 3 ビービットおよび契約者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第1項に準じて取り扱うものとします。
- 4 ビービットおよび契約者は、サービス利用契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報およびその複製物の一切を返却または廃棄しなければなりません。
- 5 本条に基づく義務は、契約期間終了後も3年間有効に存続するものとします。

第25条(反社会的勢力の排除)

- 1 ビービット、販売代理店および契約者は、相手方に対して相互に、自己および自己の役員等が、サービス利用契約締結時点において、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人

- (8) その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者
- 2 ビービット、販売代理店および契約者は、相手方に対して相互に、自らまたは第三者を利用して以下の各号に掲げる行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に際しての脅迫的な言動または暴力
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いた信用毀損または業務妨害
 - (5) その他、前各号に類似する行為
 - 3 ビービット、販売代理店および契約者は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部または一部を停止し、またはサービス利用契約の全部または一部を解除することができます。この場合、取引停止または契約解除により相手方に損害が生じた場合であっても、解除権を行使した者は一切の責任を負いません。
 - 4 ビービット、販売代理店および契約者は、第1項または第2項の確約に反したことにより相手方または第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負います。なお、本項に基づく損害賠償責任については、第19条(損害賠償)の規定は適用されません。

第26条(規約の変更)

- 1 ビービットは、本規約において特別に定められた事項を除き、契約者に対して事前通知を行った上で、本規約を適宜変更することができます。
- 2 契約者は、前項に定める変更内容の通知後、15日以内に書面または電子メールにて異議を申し立てることができ、異議を申し立てた契約者との関係においては、本規約の変更は次回更新時まで留保されます。契約者が上記期間内に異議を申し立てない場合、契約者は本規約の変更に同意したものとみなされ、当該期間経過時点で、本規約は変更の効力を生ずるものとします。
- 3 契約者は、前項に定める期間経過後、当該内容の不知または不承諾を申し立てることはできません。

第27条(権利の譲渡等)

- 1 ビービットは、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合に、当該事業譲渡に伴い、サービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに契約者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとみなします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。
- 2 ビービットは、本規約およびサービス利用契約に基づき契約者に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡(信託譲渡を含みます。)し、または担保権を設定する(以下「譲渡等」と総称します。)ことがあります。契約者は、かかる譲渡等について本項においてあらかじめ同意したものとみなします。

第28条(通知)

- 1 契約者は、自らの名称、住所、連絡先(電話番号、FAX 番号、メールアドレス、担当者氏名等)に誤記または変更があったときは、速やかにビービット所定の書面によりその旨をビービットまたは販売代理店に通知するものとします。
- 2 ビービットまたは販売代理店から契約者に対する通知は、電子メール、郵送、またはビービット所定のホームページ上に掲載することによって行います。電子メールによる場合は、通知内容が契約者のメールアドレス宛に送信された時点で通知が到達したものとみなし、郵送による場合は、利用者の所在不明等、利用者の責に帰すべき事由により通知が到達しなかった場合には、発送日から 2 週間を経過した日に到達したものとみなし、また、ビービット所定のホームページ上に掲載する場合は、通知内容がホームページ上に掲載された時点で通知が到達したものとみなします。
- 3 販売代理店を通じてサービス利用契約を締結した契約者に対するビービットからの通知は、当該販売代理店を通じて行われるものとし、ビービットの当該契約者に対する通知は、当該販売代理店への通知のみによって完了したものとみなし、ビービットは、当該契約者に対して直接報告・連絡する義務を負いません。ただし、緊急を要する場合は、ビービットから当該契約者に対し、直接報告・連絡することがあります。
- 4 ビービットまたは販売代理店が前二項の規定に従って通知を行ったにもかかわらず、契約者がこれを確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、ビービットおよび販売代理店は、一切責任を負いません。
- 5 契約者が第 1 項の通知を怠ったために、ビービットまたは販売代理店の電子メールを受信できない場合(電子メールの送信ができない場合を含みます。)には、ビービットおよび販売代理店は一切責任を負いません。

第29条(分離可能性)

本規約のいずれかの規定の全部または一部が、理由の如何にかかわらず、無効または強制執行不能と判断された場合においても、本規約の残りの規定および一部が無効または強制執行不能と判断された規定の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。

第30条(存続規定)

以下の規定は、サービス利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第 6 条(サービス利用期間)第 3 項、第 11 条(支払)、第 14 条(ビービットによるユーザ行動情報の利用)、第 19 条(損害賠償)、第 20 条(保証の範囲および免責)、第 21 条(データの取扱い)第 2 項乃至第 4 項、第 24 条(秘密保持)、第 22 条(権利帰属)、第 25 条(反社会的勢力の排除) 第 3 項および第 4 項、第 27 条(権利の譲渡等)、第 29 条(分離可能性)、本条(存続規定)、第 32 条(合意管轄)、第 33 条(準拠法)

第31条(協議)

本規約またはサービス利用契約に記載のない事項および記載された事項について疑義が生じた場合は、サービス利用契約の当事者間にて誠実に協議するものとします。

第32条(合意管轄)

本規約およびサービス利用契約に起因または関連してビービットと契約者の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条(準拠法)

本規約およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。

2016年11月1日制定

2018年5月31日改定

2019年5月31日改定